

【日本と情報交換の規定を有する国の一覧】

平成 25 年 6 月 30 日現在

アイルランド	オランダ	スロバキア	バミューダ	香港
アゼルバイジャン	カザフスタン	タイ	ハンガリー	マレーシア
アメリカ合衆国	カナダ	大韓民国	バングラデシュ	マン島
アルメニア	キルギス	タジキスタン	フィジー	南アフリカ共和国
イスラエル	クウェート	チェコ	フィリピン	メキシコ
イタリア	グルジア	中華人民共和国 ^(注)	フィンランド	モルドバ
インド	ケイマン諸島	デンマーク	ブラジル	リヒテンシュタイン
インドネシア	サウジアラビア	ドイツ	フランス	ルーマニア
ウクライナ	ザンビア	トルクメニスタン	ブルガリア	ルクセンブルグ
ウズベキスタン	シンガポール	トルコ	ブルネイ	ロシア
英国	スイス	ニュージーランド	ベトナム	/
エジプト	スウェーデン	ノルウェー	ベラルーシ	
オーストラリア	スペイン	パキスタン	ベルギー	
オーストリア	スリランカ	バハマ	ポーランド	

(注) マカオを除く。

給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について

給与や退職金（以下「給与等」といいます。）の支払をする方は、給与等の支払を受ける方から事前に承諾（注1）を得る等一定の要件の下、書面による給与所得の源泉徴収票や退職所得の源泉徴収票（以下これらを総称して「源泉徴収票」といいます。）の交付に代えて、源泉徴収票に記入すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この提供により、給与等の支払をする方は、源泉徴収票を交付したものとみなされます。ただし、給与等の支払を受ける方の請求があるときは、給与等の支払をする方は書面により源泉徴収票を交付する必要があります。

なお、給与所得や退職所得のある方が確定申告を行う場合には、電磁的方法により提供を受けた源泉徴収票データをプリントアウトしたのではなく、従来どおり給与等の支払をする方から書面により交付を受けたものを添付しなければなりません（注2）。

また、e-Tax を利用して、所得税の確定申告書の提出を行う場合には、源泉徴収票の添付に代えて、その記載内容を入力して送信できることとされていますが、税務署から提示又は提出を求められたときは、源泉徴収票を提示又は提出する必要があります。

- (注) 1 給与等の支払をする方は、あらかじめ、その給与等の支払を受ける方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によって承諾を得る必要があります。
- 2 e-Tax により確定申告を行う際の添付書類として、電磁的方法により提供される「給与所得の源泉徴収票」のうち、国税庁が定める一定のデータ形式で作成され、かつ、給与等の支払をする方の電子署名が付与されたものについては、オンラインでの送信が可能となっています。
- 3 上記のほか、支払者等から受給者等に交付する必要がある次の法定調書についても書面による交付に代えて一定の要件の下、電磁的方法による提供ができることとされています。
- ① 特定口座年間取引報告書
 - ② 公的年金等の源泉徴収票
 - ③ オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
 - ④ 配当等とみなす金額に関する支払調書
 - ⑤ 上場株式配当等の支払に関する通知書